

物件番号		1				物件明細			
所在地 (住居表示)		①	和泉市あゆみ野二丁目7番4 (和泉市あゆみ野二丁目7番1号付近)		②	和泉市あゆみ野二丁目7番5 (和泉市あゆみ野二丁目7番1号付近)			
交通機関		泉北高速鉄道 和泉中央駅 南西 約2.4km							
最低売却価格		421,350,000円							
面積		登記	① 261.04㎡ ② 8979.20㎡		合計	登記 9,240.24㎡			
		実測	① 261.04㎡ ② 8979.20㎡			実測 9,240.24㎡			
登記地目		①② 宅地							
接面道路の 状況		東側：市道・幅員約14.0m・舗装有・高低差有・歩道有 北側：市道・幅員約5.0m・舗装有・高低差有・歩道無							
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域							
		用途地域	準工業地域						
		地域地区	建築基準法第22条防火区域						
		建ぺい率	60%	容積率	200%				
	その他の法令等	和泉中央丘陵地区地区計画 宅地造成工事規制区域 和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	有						
		負担の内容	公共空地(2m)						
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況			照会先及び電話番号				
	上水道	北東側(道路側)	有	和泉市 水道工務課 0725-99-8151					
	電柱 (照明装置)	北側、東側、西側 照明装置	有	N T Tフィールドテクノ 設備管理担当 06-6105-3380 関西電力(株)大阪南電力本部 配電用地グループ 06-7506-9801					
	ガス	無			大阪ガス(株) 南部導管部 建設チーム 072-238-2380				
	下水道	北東側(道路側)	有	和泉市下水道整備課 0725-99-8152					
工作物		ネットフェンス、街灯、上下水道管等							
【特記事項】 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。 2 本地は平成31年4月1日に大阪府へ返還されるまで、(地独)大阪産業技術研究所和泉センターの土地として使用されていました。									

- 3 開発行為及び建築行為の際は、和泉市と協議してください。
(お問い合わせ先：和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 建築指導担当 電話 0725-99-8141
和泉市都市デザイン部建築・開発指導室 開発指導担当 電話 0725-99-8142)
- 4 本地東側は、都市計画法の地区計画により2m幅の公共空地を設置することが定められています。この公共空地について、現在は大阪府が所有していることもあり、和泉市が東側に隣接する市道と一体的に歩道として管理してきましたが、今後は落札者において市道と公共空地部分を明示するための縁石等を設置するとともに、歩道として適切に管理するよう和泉市からお願いされています。
なお、和泉市は、この公共空地を落札者から道路敷きとして寄附を受けることについて支障がないとしておりますので、詳細については、落札者において和泉市とご相談ください。
(お問い合わせ先：和泉市都市デザイン部土木維持管理室管理担当 電話 0725-99-8147)
- 5 本地(①7番4)は、地役権が設定されているため、電線路(電線の支持物を除く)を設置(張替、増強等を含む)し、その保守運営のための土地立入り通行もしくは使用の認容並びに当該電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超えた建造物、工作物の築造、爆発性ならびに引火性を有する危険物を製造、取扱い及び貯蔵又は電線路に支障となる立竹木の育成その他電線路に支障となる一切の行為はできません。
- 6 本地西側において、隣接地の樹木の枝が本地上空に越境しています。この取扱いについては、隣接者と協議してください。
- 7 本地に上下水道管、散水栓、制御盤、下水会所、U字側溝、照明装置、和泉市所有のマンホールが設置されています。【(5)平面図(工作物配置図)(入札実施要綱-17頁)参照】なお、図面は参考であり、現状が異なる場合は現状を優先します。
- 8 本地への車両等出入口の設置については、道路管理者である和泉市と協議のうえ、落札者において設置してください。
(お問い合わせ先：和泉市都市デザイン部土木維持管理室管理担当 電話 0725-99-8147)
- 9 南側隣接地と一体に設置されている道路沿いのネットフェンス及び本地南側フェンスについては、落札者において管理者と協議してください。
(お問い合わせ先：地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター総務管理部 電話 0725-51-2525)
- 10 土地の形質の変更を3,000㎡以上行う際には、「土壌汚染対策法」に基づく届出及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく土地の利用履歴等調査が必要ですので、和泉市と協議してください。
なお、本地については、試掘調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。
(お問い合わせ先：和泉市環境産業部環境保全課 電話0725-99-8121)
- 11 本地は、高速道路の構造物等に近接していますので、建築行為等の際は西日本高速道路株式会社関西支社阪奈高速道路事務所と協議してください。
(お問い合わせ先：西日本高速道路株式会社関西支社阪奈高速道路事務所 電話072-955-9581)
- 12 供給処理施設(公営水道・電気・都市ガス・公共下水道)については、各事業者にお問い合わせください。
- 13 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。